

2025年度 日本学生支援機構 大学院第一種奨学金「優れた業績による返還免除制度」対象業績一覧（教育学研究科 修士課程・博士後期課程）

【提出にあたってのお願い】※必ず確認してください。

- (1) 業績を証明する書類ごとに「業績を証明する書類 表紙」を必ず添付してください。
- (2) 学内、学外両方の業績が必要です。
- (3) 業績を証明する書類については、学生本人の氏名、業績の内容、業績をあげた時期等が確認できるものが必要です。
- (4) 対象となる業績は、現在の課程に在学している期間中のものとなります。業績の時期については、十分にご注意ください。
- (5) 業績については、「業績優秀者返還免除申請書」（様式1-1裏）にある「特に優れた業績の要旨」欄に箇条書きで一覧化して記入してください。

業績の種類		日本学生支援機構の評価基準	学内業績	学外業績
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	修士論文（修士のみ） 【添付書類】・修士論文概要書・修士論文受領票 博士論文（博士のみ） 【添付書類】・博士論文概要書 教育学研究科紀要 【添付書類】 ・拔刷、掲載誌（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ※印刷中の場合は校正紙でも可 ※印刷中の場合は、論文掲載証明書を提出してください。 【添付書類】 ・拔刷、掲載誌（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ※印刷中の場合は校正紙でも可 ※印刷中の場合は、論文掲載証明書を提出してください。	左記（学内業績）以外の学会等学外における研究活動（論文、口頭発表等） 【添付書類】 ・拔刷、掲載誌（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ※印刷中の場合は校正紙でも可 ※投稿・審査中のものは、団体発行の投稿論文の受領書等を提出してください。 ・学会のプログラム（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ・学会等から表彰を受けた場合は、賞状のコピーを提出してください。
2	大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究成果	—	教育学研究科（修士課程・博士後期課程）では該当せず	
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	—		
4	著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く）	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	【添付書類】 ・著書（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ・掲載新聞・雑誌（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ※入稿が3月までに完了していれば、印刷中の書籍等も申請可。その旨が証明できる書類を添付すること。 ・データベース（タイトル、メイン画面のハードコピー、URLを記載した書類）	【添付書類】 ・著書（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ・掲載新聞・雑誌（表紙、目次、該当ページ部分のコピー） ※入稿が3月までに完了していれば、印刷中の書籍等も申請可。その旨が証明できる書類を添付すること。 ※奥付等に担当者として氏名の記載があれば申請可。 ・データベース（タイトル、メイン画面のハードコピー、URLを記載した書類）
5	発明	—	教育学研究科（修士課程・博士後期課程）では該当せず	
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	【添付書類】 ・学業成績証明書	—
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	ティーチングアシスタント／リサーチアシスタントの活動実績 【添付書類】 ・ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの雇用通知書	学外の共同研究／プロジェクト研究等での活動実績 【添付書類】 ・学外の共同研究・プロジェクト研究等に参画し、自身が中心的役割を果たしたことが証明できる書類
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	—	教育学研究科（修士課程・博士後期課程）では該当せず	
9	スポーツの競技会における成績	—		
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	教育ボランティア活動の実績 【添付書類】 ・公的機関からの委嘱状、団体の発行する活動証明書等 ※専攻分野に関連したボランティア活動であること。	教育ボランティア活動の実績 【添付書類】 ・公的機関からの委嘱状、団体の発行する活動証明書等 ※専攻分野に関連したボランティア活動であること。